

今月はシリーズで「老老相続」の問題についてその対処法などを解説しています。第2回目は高齢者の財産管理について「成年後見制度の現状」を、司法統計などを基に確認することとします。

## 1. 高齢者の財産管理

高齢で財産管理が不安な場合や認知症になってしまったときには、本人に代わって財産を管理できる制度があります。主な制度は以下のとおりです。

制度	種類	本人の意思能力	手続き
成年後見制度	法定後見	不要	家庭裁判所に申請し、後見人が選任される。
	任意後見	必要	本人が後見人を指名し公正証書で契約。裁判所から任意後見監督人が選任され支援開始。
(家族) 信託	—	必要	信託契約は公正証書によることが望ましい。
財産管理等委任契約	—	必要	契約当事者間の合意により自由に設定することができる。

## 2. 成年後見制度

認知症などより判断能力が不十分になると様々な取引ができなくなり「資産凍結」の状態になってしまいます。凍結された財産は、たとえ家族であっても利用することができないため、資産凍結は本人を介護する家族の家計に大きな影響を及ぼします。

厚生労働省老健局の資料（令和元年9月6日）によると、令和7年には認知症の人の推計は約700万人になるとしています。認知症＝意思無能力者ではありませんが、かなりの確率で意思無能力者になるといわれています。

判断能力が不十分の方の財産を守る制度として「成年後見制度」がありますが、コストや自由度の面で活用が進んでいません。成年後見制度は財産の維持管理を主たる目的としているため、成年後見人等による財産の管理や処分には一定の制限がかかります。また、後見人は家庭裁判所が選任しますので、必ずしも家族が後見人となれるとは限りません。

### (1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。成年後見制度には、次のようなタイプがあります。（出典：裁判所 裁判手続家事事件 Q&A）

区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分の方	補助人	監督人を選任されることがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分の方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度で、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

### (2) 成年後見関係事件の概要

最高裁判所事務総局家庭局が令和6年3月に公表した令和5年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況等から、成年後見制度の現状等について確認することとします。

① 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で40,951件（前年は39,719件）であり、対前年比約3.1%の増加となっている。このうち、後見開始の審判の申立件数は28,358件（前年は27,988件）であり、対前年比約1.3%の増加となっている。

② 本人の男女別割合は、男性が約43.8%、女性が約56.2%である。男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.5%を占め、次いで70歳代の約27.6%となっている。女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.7%を占め、次いで70歳代の約18.7%となっている。

③ 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約62.6%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.8%の順となっている。

④ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く（約31.1%）、次いで、身上保護（24.3%）となっている。（文責：山本和義）